

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

私は、申立期間当時、A 県へ出稼ぎしており、盆や正月で帰省した時に母にお金を渡して、B 村役場に国民年金保険料を納めてもらっていた。また、私の弟も、同じ世帯で同じように出稼ぎして母に納めてもらっていた。

ところが、同居の弟の国民年金保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「亡き母が、私と弟の出稼ぎ収入により、私たち兄弟二人分の国民年金保険料を納付したはずである。」と主張しているところ、申立人は国民年金加入期間について、申立期間及び平成 7 年 4 月を除き保険料をすべて納付している上、申立人の弟の保険料はすべて納付済みとなっているほか、保険料を納付したとする亡き母も再開 5 年年金に加入し、保険料を納付していることから、亡き母の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「20 歳の時から昭和 42 年までは、A 県の C 社などに、毎年 5 月から 12 月まで出稼ぎし、生活状況に特に変化は無かった。」と主張しており、申立人の弟は、「当時は兄と一緒に稼ぎし、収入は兄の方が私より多かった。私も帰省した時に亡き母にお金を渡して国民年金保険料を納めてもらっていた。」と証言しているところ、亡き母と一緒に納付

したとする同居の弟の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料を納付することができなかったとする特段の事情も考え難いことから、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店C営業所における資格取得日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、45年9月から46年8月までの期間については3万6,000円に、同年9月から同年12月までの期間については4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月1日から47年1月1日まで

A社B支店C営業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和47年1月1日とされているが、私は、同営業所には45年9月1日から47年5月10日まで勤務し事務の仕事をしていた。申立期間すべての給与明細書は無かったが、提出した給与明細書で厚生年金保険料が天引きされていたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している給与明細書、A健康保険組合の管理する被保険者名簿及び同僚の証言により、申立人は昭和45年9月1日からA社B支店C営業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及びA健康保険組合被保険者名簿の記録から、昭和45年9月から46年8月までの期間については3万6,000円に、同年9月から同年

12月までの期間については4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における資格取得日が昭和47年1月1日とされていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年9月から46年12月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和43年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月21日から同年10月20日まで  
厚生年金保険加入期間の確認をしたところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらったが、私は昭和30年4月1日から57年5月31日まで転勤や異動はあったものの、継続してA社に勤務していた。

申立期間は厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社からの回答及び同社が保管している従業員名簿などから、申立人が、当時、A社に継続して勤務し（昭和43年7月21日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険庁の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者資格取得届の提出が遅滞した可能性があり、申立てどおりの届出を行っていなかったと回答していることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主か

ら行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年7月から同年9月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 59 年 3 月まで

A 県 B 町には、国民年金の保険料を徴収していた C 地区 D 会という納税組織があり、その組織の班長宅へ私若しくは妻が秋の収穫が終わった後に、私たち夫婦及び同居の姉の 3 人分の国民年金保険料を毎年納めてきたにもかかわらず、未納及び申請免除期間となっているのは納得がいけない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の主張する納税組織が存在し、集金人による国民年金保険料の集金が行われていたことは、当時の D 会会長及び集金人の証言により推認することはできるものの、両人はいずれも、「当時の関係資料は無い。具体的なことまでは分からないが、保険料の免除期間については集金できなかった。」としている。

また、申立期間は 36 か月と長期間である上、申立人は申立期間について、「私たち夫婦及び同居していた私の姉の 3 人分の国民年金保険料を C 地区の D 会に納付していたはずである。」と主張しているものの、当該主張以外に、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、国民年金保険料の免除申請手続を行った記憶が無いとしているが、申請免除は申請に基づき行われるものであることから、申請が無いにもかかわらず市町村が保険料を免除することは考え難い上、申立人の妻及び申立人の姉も同様に未納及び申

請免除期間となっている。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から59年3月まで

A県B町には、国民年金の保険料を徴収していたC地区D会という納税組織があり、その組織の班長宅へ私若しくは夫が秋の収穫が終わった後に、私たち夫婦及び同居していた夫の姉の3人分の国民年金保険料を毎年納めてきたにもかかわらず、未納及び申請免除期間となっているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の主張する納税組織が存在し、集金人による国民年金保険料の集金が行われていたことは、当時のD会会長及び集金人の証言により推認することはできるものの、両人はいずれも、「当時の関係資料は無い。具体的なことまでは分からないが、保険料の免除期間については集金できなかった。」としている。

また、申立期間は36か月と長期間である上、申立人は申立期間について、「私たち夫婦及び同居していた夫の姉の3人分の国民年金保険料をC地区のD会に納付していたはずである。」と主張しているものの、当該主張以外に、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、国民年金保険料の免除申請手続を行った記憶が無いとしているが、申請免除は申請に基づき行われるものであることから、申請が無いにもかかわらず市町村が保険料を免除することは考え難い上、申立人の夫及びその姉も同様に未納及び申請免除期間となっている。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月から 41 年 3 月 1 日まで  
私は、A社に、昭和 40 年 6 月から勤務していたにもかかわらず、41 年 3 月のみ厚生年金保険の加入期間となっていることが、納得できない。昭和 40 年 6 月から厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、同僚は、「申立人のことは覚えているが、勤務時期については分からない。」と証言している。

また、当該事業所は、昭和 46 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に厚生年金保険の加入状況等を照会したところ、「一切不明。」との回答を得ているほか、申立期間当時の事務担当者は他界している上、申立人が名前を挙げた同僚は連絡先不明であり、証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所における申立人に係る厚生年金保険の加入記録は、雇用保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年から 31 年まで (月日不詳)  
② 昭和 32 年から 36 年まで (月日不詳)  
③ 昭和 41 年から 43 年まで (月日不詳)  
④ 昭和 44 年から 47 年まで (月日不詳)  
⑤ 昭和 46 年から 48 年まで (月日不詳)  
⑥ 昭和 53 年 1 月から 56 年 3 月まで (日付不詳)

申立期間に係る厚生年金保険の加入期間について照会したところ、加入の記録が確認できない旨の回答を受けた。

私は、申立期間については各事業所において勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の記録では、A社は昭和 46 年 12 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所になっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所では無かったことが確認できる。

また、当該事業所は、昭和 48 年 2 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の同僚も既に死亡していることから、関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間②のB社については、昭和 52 年 4 月 6 日に厚生年金保険の新規適用事業所になっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所では無かったことが確認できる。

また、複数の同僚は、「申立人のことは知っているが、申立期間に、

勤務していたことは記憶に無い。」と証言している。

さらに、当該事業所は、昭和 56 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しており、関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間③のC社について、申立期間当時の社員 5 人は「申立人は記憶に無い。」としている上、当該事業所に厚生年金保険の適用等について照会したところ、事業主から「申立人の厚生年金保険の加入は確認できない。」との回答を得ている。

また、社会保険庁及び社会保険事務所の記録では、昭和 40 年 5 月 26 日から 44 年 4 月 8 日までに被保険者資格を取得した 100 人の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間④について、元同僚の証言により、申立人がD社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間当時の複数の元同僚は、「申立人は溶接工として勤務していた。申立人が厚生年金保険に加入していたかは分からないが、当時の大工及び技能工は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言している。

また、社会保険庁及び社会保険事務所の記録を見ると、昭和 45 年 7 月 1 日から 48 年 7 月 1 日までに当該事業所において被保険者資格を取得した 35 人の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和 45 年 4 月からは、国民年金保険料の納付済み期間となっていることが確認できる。

申立期間⑤のE社については、厚生年金保険の適用事業所にはなっていないことが確認できる。

また、当時の事業主は行方不明であり、関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は当時の同僚を記憶しておらず、特定することはできなかった。

加えて、申立期間のうち昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの 3 か月間を除き、国民年金保険料の納付済み期間となっていることが確認できる。

申立期間⑥について、元同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間当時の元同僚は、「申立人が厚生年金保険に加入していたかは分からない。」としている。

また、当該事業所は、昭和 56 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しており、関連資料や証言を得るこ

とはできなかった。

さらに、社会保険庁及び社会保険事務所の記録を見ると、昭和52年4月6日から55年12月8日までに当該事業所において被保険者資格を取得した9人の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間のすべての期間において、国民年金保険料が納付済み期間、追納済み期間及び免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 (日付不詳) から 41 年 12 月 20 日まで

申立期間に係る厚生年金保険の加入期間について照会したところ、加入の記録が確認できない旨の回答を受けた。

私は、中学校を卒業後に職業安定所の紹介でA社に勤務することになり、工場では午前8時から午後5時までの勤務体制で働いた。今となっては証明できるものは無いが、厚生年金保険を掛けていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社の事業主に申立てに係る厚生年金保険の適用等について照会したところ、「申立人の在籍を証明する資料が無い。」と回答している。

また、申立人は、「中学校を卒業後に職業安定所の紹介でA社に勤務することになった。」と主張しているが、当時、B社から出向していた元社員によると、「申立人は記憶していない。また、職業安定所の紹介だと正社員では無かったと考えられる。」と証言している。

さらに、社会保険庁及び社会保険事務所の記録では、昭和39年2月7日から42年3月20日までに資格取得した被保険者401人の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月15日から33年8月15日まで  
私は、A社に運転手兼営業の正社員として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていないことに納得できない。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚及び事業主の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当該事業所は、平成17年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に厚生年金保険の加入状況等を照会したところ、「申立人は、臨時採用であったと思う。関係書類は無く不明。」との回答を得ているほか、当該事業所の社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士も他界しており、証言を得ることはできない。

また、申立人が名前を挙げた同僚の7人について、5人は厚生年金保険の加入記録があり、2人は加入記録が無い。このうち加入記録がある3人は、「申立人のことは覚えているが、厚生年金保険の加入については分からない。」と証言している。加入記録が無い一人は、「申立人のことは知らないが、自分は厚生年金保険に加入していないことは分かっていた。」と証言している。

さらに、昭和30年6月1日から34年9月1日までの期間における社会保険事務所が管理する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、欠番が一つあるものの、整理番号が払い出された形跡は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月1日から46年1月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について被保険者として記録されていない旨の回答を受けた。

私は、昭和45年12月14日にA社の採用面接を受けたが、43歳という年齢で採用されるのは難しいと考え、B社は辞めないうでいた。また、当時は体が弱かったので健康保険を喪失することは考えられない。それにもかかわらず、同社の厚生年金保険加入記録が昭和45年1月1日で資格喪失となっていることはどうしても納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、当時の会社の経営状態は大変良好で、厚生年金保険料を滞納することは無かったと記憶している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年6月5日に入社してから45年12月31日までB社に継続して勤務していたと主張しているものの、厚生年金保険料を控除されていた記憶が定かで無い。

また、当該事業所は昭和60年3月13日に全員が厚生年金保険被保険者資格を喪失している上、当時の事業主からは病気のため事情を聴取することもできず、申立人が名前を記憶している4人の同僚はいずれも所在不明であるほか、当該事業所の社会保険事務を受託していた社会保険労務士は既に他界し、関係書類も保管されていないことから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一

致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から51年8月まで(日付不詳)  
A社で勤務していた上記期間について、社会保険事務所から厚生年金保険の被保険者記録が見当たらないとの回答を受けた。  
作業主任者技能講習修了証を提出し、同僚を紹介するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間のうち昭和48年10月から49年2月17日までについては、B社の雇用保険加入記録がある。

しかしながら、B社は、「当時の資料は無いが、季節労働者については、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、B社の社会保険庁オンライン記録及び被保険者原票を見ると、申立人に該当する記録は無く、昭和47年6月21日から62年7月1日までに整理番号の欠番も無い。

なお、A社は、昭和49年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

#### 2 申立期間のうち昭和49年2月18日から同年6月16日までについては、作業主任者技能講習修了証の同年2月27日付け交付記録及び申立人が名前を挙げた同僚二人の証言により、申立人がA社で勤務していたものと推認できる。

しかしながら、A社は昭和51年3月8日に適用事業所ではなくなっており、事業主は他界しているほか、取締役は「保険料控除等は不明。」と回答している上、前述の同僚二人は「申立人が保険料を天引きされ

ていたか否かは知らない。私は現場作業員であり、申立人はその世話役であった。」と証言している。

また、A社に係る社会保険庁オンライン記録及び被保険者原票を見ると、前述の同僚二人の記録はあるが、申立人に該当する記録は無く、整理番号に欠番も無い。

なお、申立人に当該期間の雇用保険加入記録は無い。

- 3 申立期間のうち昭和49年6月17日から51年7月11日までについて、申立人には49年6月17日から同年12月17日まで及び50年4月17日から同年12月24日までの雇用保険加入記録があるものの、事業所名は不明である。この雇用保険について、B社及びC社は、いずれも「当社ではない。」と回答しており、A社の取締役は無回答である。

また、当該申立期間について、A社では、事業主夫妻以外に厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、申立人が所持している作業主任者技能講習修了証は、C社が昭和50年10月30日及び31日に講習修了証明を行い、申立人には同年12月19日から51年2月19日まで4回交付され、申立人の当時の住所はA社の所在地と記載されたものである。しかし、C社では、「当時の資料は無く、事情を知る社員もいないが、当社では申立人を雇用していないと思う。」と回答している。

加えて、C社の社会保険庁オンライン記録及び被保険者原票を見ると、申立人に該当する記録は無く、昭和47年7月1日から52年12月1日までに於ける整理番号の欠番は1件あるが、申立人に該当するものとは見られない。

- 4 申立期間のうち昭和51年7月12日から同年8月までについては、D社で同年7月12日から同年8月22日までの厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

- 5 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。